

平成29年度横手市一般廃棄物処理実施計画

【ごみ処理実施計画】

1. 基本事項

(1) 基本方針

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横手市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、ごみの減量化・資源化の推進により、「循環型社会」の形成を目指す「横手市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、本市計画区域内から排出される一般廃棄物の適正処理の確保等、必要な事項について定めるものである。

(2) 計画期間

本計画の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(3) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全体とする。

(4) 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、本市計画区域内から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）であり、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」とする。ただし、本計画で定める「適正処理困難物」などの収集対象としないごみは除くものとする。

2. 処理計画

(1) 処理主体

分別区分		処 理 主 体	
		収集運搬	処 理
燃やすごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
燃やさないごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
資源物	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて （プラスチック製容器包装類・ペットボトルについてはペットボトル等処理センター）
	事業系	許可業者または排出者	
粗大ごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
その他ごみ	側溝等 清掃土砂	市（委託）または排出者	南東地区最終処分場
適正処理困難物等		排出者または許可業者	取扱業者または製造業者等

(2) 収集・運搬計画

①ごみの種類と分別

ごみの種類	分別区分	対 象 物
燃やすごみ	燃やすごみ	生ごみ、紙類、布類、プラスチック製品、ゴム・皮革類、草木類など。
燃やさないごみ	燃やさないごみ	蛍光灯・電球、エアゾール缶、ライター、練炭の灰など。
資源物	飲食品用缶	飲食物が入っていたスチール缶やアルミ缶。
	古紙	新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボールなど。
	衣類	衣類。
	ペットボトル	飲料用ペットボトル。
	プラスチック製容器包装類	食品などの包装用資材・袋類、洗剤などのボトル・チューブ類。
	小型家電	デジタルカメラ、携帯電話、ゲーム機等の電池または電気で動くもの
	乾電池	乾電池（充電式電池及びボタン電池は除く）
	ガラス、せともの	陶磁器類、ガラス製品。
	金属類	金属製の調理器具など。
	びん類	無色透明びん、茶色びん、その他色びん。
	生ごみ	家庭から排出される調理くずなど。（大雄地域のみ）
粗大ごみ	粗大ごみ	自転車、家具類、家電製品などでコンテナボックスに入らないもの。
その他ごみ	その他ごみ	クリーンアップ活動などにより排出された側溝清掃土砂など

②ごみの排出方法 【4種17分別※大雄地域のみ18分別】

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集 体制
1. 燃やすごみ (1) 燃やすごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋	大(45L) 中(30L) 小(15L)	委託 収集
2. 燃やさないごみ (2) 燃やさないごみ	ステーション方式	1回/月	集積所設置 折りたたみコンテナ	—	
3. 資源物 (3) 飲食品用缶	ステーション方式	2回/月	集積所設置回収ネット	—	
(4) 新聞紙 (5) 雑誌 (6) ダンボール (7) 衣類	ステーション方式	2回/月	種類別に紙ひもで束ねる	—	
(8) ペットボトル	ステーション方式 (横手地域の拠点は継続)	2回/月 (拠点は随時)	ひもで束ねる 透明の袋に入れる 集積所設置回収ネット (拠点回収ネット)	—	
(9) プラスチック 製容器包装類	ステーション方式	2回/月	指定ごみ袋	大(45L)	
(10) 小型家電 (11) 乾電池 (12) ガラス、せともの (13) 金属類 (14) 透明びん (15) 茶色びん (16) その他の色びん	ステーション方式	1回/月	集積所設置 折りたたみコンテナ	—	
生ごみ (大雄地域のみ)	ステーション方式	2回/週	集積所設置 折りたたみコンテナ	—	
生ごみ (大雄地域のみ)	ステーション方式	2回/週	生ごみ専用袋	20L 15L	
4. 粗大ごみ (17) 粗大ごみ	戸別収集方式	1回/月	粗大ごみ収集券	315円券	

※ 粗大ごみは冬期間(12~3月)は収集しない。また収集料金は大きさ等により、315円・630円・945円・1,260円の4区分

③ごみの収集運搬等

ア. 施設への搬入計画

各地域のごみステーション（集積所）から収集したごみは、原則として全量クリーンプラザよこてへ搬入し、処理するものとする。

ただし、大雄地域の生ごみについては、大雄堆肥センターへ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類については、ペットボトル等処理センターに搬入し、処理するものとする。

イ. 本市で収集するごみ

市が収集するごみは、収集日程表に基づいてごみステーション（集積所）及び指定拠点に排出された家庭系ごみとし、粗大ごみについては、予約制の有料戸別収集とする。なお、事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、事業者の責任において直接処理施設へ搬入、もしくは許可業者へ委託するものとする。

ウ. 本市で収集しないごみ

区分	品名
家電リサイクル法対象品目	テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管）、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
資源有効利用促進法対象品目	パソコン、ディスプレイ
二輪車リサイクルシステム対象品目	リサイクルシステム参加事業者が製造または輸入し、国内で販売した二輪車
廃消火器リサイクルシステム対象品目	小型消火器及び大型消火器
特別管理一般廃棄物 [※]	注射針等鋭利なもの、感染性を有するもの
適正処理困難物	燃料類（ガソリン・オイルなど）、バッテリー・タイヤ、自動車部品、農機具類、農業用資材、薬品（農薬・除草剤など）、ボタン電池・小型充電式電池、建築廃材、ガスボンベ、コンクリート・ブロック、塗料類
一時多量ごみ	引っ越しごみ、選定枝等

※在宅医療廃棄物について、非鋭利なもので感染性の極めて少ないものは可燃ごみとして収集する。

エ. ごみ集積所の環境整備

ごみステーション（集積所）の台帳整備を進め、データベース化を図ることにより、効率的な収集運搬や集積所の整備を引き続き推進するとともに、集積庫の新設や更新の際に活用出来る改正した補助金制度について周知拡大を図り、大型集積所整備の支援制度の活用を促進する。

④一般廃棄物処理業許可業者

ア. 一般廃棄物収集運搬業

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	有限会社 横手クリーンセンター	横手市前郷字上在家 36-1 TEL 0182-33-7790	ごみ・粗大ごみ	横手 山内
2	ヨコウン株式会社	横手市卸町 8-14 TEL 0182-32-3667	ごみ・粗大ごみ	横手 雄物川
3	株式会社 ミタケ	横手市下境字日向 121-1 TEL 0182-33-4433	ごみ・粗大ごみ	横手
4	株式会社 岡本産業	横手市明永町 6-10 TEL 0182-32-4172	ごみ・粗大ごみ	横手
5	株式会社 山本産業	横手市杉沢字中杉沢 592-5 TEL 0182-32-3170	ごみ・粗大ごみ	横手
6	有限会社 太陽環境保全	横手市横手町字上真山 16-1 TEL 0182-32-2033	ごみ・粗大ごみ	横手
7	有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1 TEL 0182-32-4171	ごみ・粗大ごみ	横手
8	有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81 TEL 0182-33-4006	ごみ・粗大ごみ	横手
9	合資会社 塩喜運送	横手市大屋新町字法竜 290 TEL 0182-33-5421	ごみ・粗大ごみ	横手
11	赤帽青空軽運送	横手市安田字八王寺 21-20 TEL 0182-33-3968	ごみ・粗大ごみ	横手
12	あさひ運送	横手市南町 9-8 TEL 0182-33-2590	ごみ・粗大ごみ	横手
13	富田商事	横手市駅南一丁目 4-3 TEL 0182-33-7475	ごみ・粗大ごみ	横手
14	株式会社 平鹿環境	横手市平鹿町浅舞字福田 399-3 TEL 0182-24-3638	ごみ・粗大ごみ	平鹿 大森
15	サトウクリーンセンター	横手市平鹿町浅舞字浅舞 39 TEL 0182-24-1088	ごみ・粗大ごみ	平鹿
16	五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町浅舞字浅舞 68 TEL 0182-24-1484	ごみ・粗大ごみ	平鹿
17	渡部産業	横手市平鹿町樽見内字小豆田 45 TEL 0182-24-2715	ごみ・粗大ごみ	平鹿
18	有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉 37 TEL 0182-42-0575	ごみ・粗大ごみ	十文字 増田
19	株式会社 斎久	湯沢市駒形町字八面村尻 19 TEL 0183-42-2822	ごみ・粗大ごみ	十文字
20	中央サービス	横手市十文字町梨木字海道下 130 TEL 0182-42-2437	ごみ・粗大ごみ	十文字 増田
21	有限会社 佐藤清掃	横手市増田町荻袋字荻袋 48 TEL 0182-45-5057	ごみ・粗大ごみ	増田
22	株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439 TEL 0182-22-4191	ごみ・粗大ごみ	雄物川 大森 大雄 平鹿
23	株式会社モリタ	横手市大森町板井田字平野 32-1 TEL 0182-26-2167	ごみ・粗大ごみ	大森
24	合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2 TEL 0182-26-3173	ごみ・粗大ごみ	大森 大雄
25	佐々木 信夫	横手市大森町上溝字山田 230 TEL 0182-26-4391	ごみ・粗大ごみ	大森
26	有限会社 西部環境保全	横手市大雄字樋脇 80 TEL 0182-52-3067	ごみ・粗大ごみ	大雄 大森
27	グリーンリサイクル株式会社	宮城県黒川郡富谷町成田 9 丁目 3-5 TEL 022-351-5904	木くず	横手
28	佐々木興業株式会社	大仙市刈和野 175-1 TEL 0187-75-2626	特定家庭用機器 廃棄物	横手

イ. 一般廃棄物処分業

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	ヨコウン株式会社	横手市卸町 8-14 TEL 0182-33-7790	食品廃棄物	横手
2	五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町浅舞字浅舞 68 TEL 0182-24-1484	木くず・紙くず・ 繊維くず	平鹿
3	株式会社菅与 食品リサイクル	横手市柳田字新藤 190-19 TEL 0182-35-5858	植物性残渣	横手市一円

(3) ごみ排出量・資源化の実績

①平成28年度ごみ排出量見込値について（対平成27年度実績値）

区分	平成27年度実績	平成28年度見込	増減
家庭系ごみ	21,413 t	21,497 t	84 t
うち資源ごみ量	3,920 t	4,299 t	379 t
集団資源回収量	0 t	313 t	313 t
事業系ごみ	10,705 t	9,628 t	-1,077 t
うち資源ごみ量	677 t	670 t	-7 t
ごみ排出量（集団資源回収量込）	32,118 t	31,438 t	-680 t
行政区域内人口	94,796 人	93,490 人	-1,306 人
1人1日当たりの ごみ排出量（合計）	926g/人・日	921g/人・日	-5g/人・日
家庭から排出される1人1日 当たりのごみ排出量（資源除く）	504g/人・日	504g/人・日	0g/人・日
資源化量	5,233 t	6,629 t	1,396 t
資源化率	16.3%	21.1%	4.8P
最終処分率	8.3%	3.1%	-5.2P

※人口は各年度10月1日現在の人口で計算。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

②資源化量の実績見込みと平成28年度目標との比較

区 分	単位	平成27年度 実績	平成28年度 目標	平成28年度 (実績見込)	平成27年度 実績比	平成28年度 目標比
ごみ排出量	t/年	32,118	31,122	31,438	-680	316
資源化量	t/年	5,233	6,465	6,629	1,396	164
金属類	t/年	684	694	326	-358	-368
缶類	t/年	389	334	283	-106	-51
ガラス・せともの	t/年	19	60	264	245	204
小型家電	t/年	—	18	11	11	-7
生きびん	t/年	11	30	60	49	30
白カレット	t/年	290	308	298	8	-10
茶カレット	t/年	334	355	373	39	18
その他カレット	t/年	151	145	114	-37	-31
プラスチック製 容器包装類	t/年	139	198	162	23	23
ペットボトル	t/年	177	181	186	9	5
古紙類	t/年	2,092	2,007	2,107	15	100
乾電池	t/年	51	42	38	-13	-4
古布	t/年	201	195	146	-55	-49
生ごみ	t/年	659	715	692	33	-23
主灰資源化	t/年	36	1,183	1,569	1,533	386
資源化率	%	16.3	20.8	21.1	4.8	0.3

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

(4) ごみの減量化・資源化の目標

①平成 29 年度目標値について

区 分	単位	平成 28 年度 (実績見込)	平成 29 年度 目標	増減目標
行政区域内人口	人	93,490	92,323	-1,167
ごみ排出量	t/年	31,438	30,935	-503
家庭系ごみ	t/年	21,497	21,041	-456
可燃ごみ (燃やすごみ)	t/年	16,124	15,899	-225
不燃ごみ (燃やさないごみ)	t/年	172	168	-4
資源ごみ (資源物)	t/年	4,299	4,091	-208
粗大ごみ	t/年	902	883	-19
その他ごみ	t/年	1	1	0
集団資源回収量	t/年	313	470	157
事業系ごみ	t/年	9,628	9,423	-205
可燃ごみ (燃やすごみ)	t/年	8,518	8,337	-181
不燃ごみ (燃やさないごみ)	t/年	17	16	-1
資源ごみ (資源物)	t/年	670	656	-14
粗大ごみ	t/年	423	414	-9
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	921	918	-3
うち家庭から排出されるごみの 1人1日当たり排出量 (総量)	g/人・日	639	638	-1
うち家庭から排出されるごみの 1人1日当たり排出量 (資源除く)	g/人・日	504	503	-1
資源化量	t/年	6,629	6,628	-1
金属類	t/年	326	308	-18
缶類	t/年	283	269	-14
ガラス・せともの	t/年	264	307	43
小型家電	t/年	11	23	12
生きびん	t/年	60	70	10
白カレット	t/年	298	295	-3
茶カレット	t/年	373	368	-5
その他カレット	t/年	114	102	-12
プラスチック製容器包装類	t/年	162	160	-2
ペットボトル	t/年	186	178	-8
古紙類	t/年	2,107	2,175	68
乾電池	t/年	38	40	2
古布	t/年	146	173	27
生ごみ	t/年	692	680	-12
主灰資源化	t/年	1,569	1,480	-89
資源化率	%	21.1	21.4	0.3
最終処分率	%	3.1	2.9	-0.2

※ 平成 28 年度行政区域内人口は 10 月 1 日現在。

※ 平成 29 年度行政区域内人口は人口ビジョン乖離率より推計して使用。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

(5) ごみの減量化・資源化計画

①発生抑制の推進

ア. 生ごみの減量化・資源化

家庭から排出される生ごみに多く含まれる水分を減らすことにより可燃ごみの減量を図るため、「水切り」に関する啓発や情報提供を実施する。

十文字地区での生ごみ減量推進モデル事業の終了に伴い、改めて家庭用のコンポストや電動生ごみ処理機の購入補助制度の周知を行い、生ごみの資源化の推進を図る。

大雄地域では引き続き生ごみの分別収集を行い、大雄堆肥センターへ搬入することとし、堆肥化を実施する。

食品廃棄物については、外食宴会等における適正量注文及び食べ切りの推奨を行い、食品ロス削減を推進する取り組みを行う。

イ. ごみ処理手数料制度による減量化

可燃ごみ及びプラスチック製容器包装類の収集について、指定ごみ袋によるごみ処理手数料制度を継続することにより、家庭系一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平性、及びごみ減量化に対する市民の意識向上を促進し、ごみの排出抑制を図る。

ウ. マイバック運動の推進

買物の際にマイバッグを持参する等、過剰包装を断ることを習慣づけるため、市民への説明会やイベント等において、マイバック利用啓発活動を実施し、ごみの発生抑制への意識付けを図る。

エ. 事業系ごみの減量化

事業系ごみの減量・適正処理を図るため、事業者に対して資源ごみの分別徹底を促すとともに、具体的な分別、排出についてホームページ・チラシ等を活用し、広報・啓発活動に努める。

また、必要に応じてごみ減量化計画の策定・実施を求める等の排出抑制対策を行い、処理施設においての展開検査も行き指導を行う。

オ. 啓発活動

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、小中学校における環境学習や、地域社会において開催される社会教育活動の場における出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組む。

②資源化の推進

ア. リユースの推進

ごみとして回収された4合ビンについても今後はリユースを図る。また、クリーンプラザよこてにて再生可能品をリユースし、市民へ周知を行い希望者へ提供する。

イ. こでんリサイクルの継続

小型電子機器(小型家電)について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に基づき、官公庁・店舗等に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクルの啓発活動に努め、希少金属等の有効資源の活用を図る。

ウ. 集団資源回収の奨励

町内会などの地域団体等が実施する自主的なリサイクル活動を奨励するため、集団資源回収奨励金制度の活用を、29年度も引き続き広く地域への広報活動を行う。なお28年度実績としては約313トンの回収量があった。

エ. 常設型資源回収ステーションの設置導入

公共施設等への常設型資源回収ステーションを設置することとし、古紙・古布類の排出しやすい環境整備を図る。29年度も引き続き他地区への設置を進める。

オ. 水銀水銀添加廃製品回収促進業務の実施

環境省のモデル事業として、家庭内に退蔵されている水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計等を、日本薬剤師会会員の薬局等を拠点に回収する水銀添加廃製品回収促進業務モデル事業を行った。

拠点は市内54カ所の会員薬局及び生活環境課と各地域局市民サービス課とし、回収実績数は、水銀体温計243本・水銀温度計4本・水銀血圧計26本及び液体水銀が1つだった。

今後、水銀添加廃製品の回収については生活環境課と各地域局市民サービス課へ持ち込んでもらうよう呼びかける。

カ. 啓発活動

資源として再生利用が可能な資源ごみを確実に分別収集するため、市報・ホームページ・FM放送等を活用し、分別方法・排出方法について分かりやすい広報・啓発活動に努める。

(6) 中間処理施設の概要及び処理計画

ア. クリーンプラザよこて

所在地	秋田県横手市柳田字中村126番地
竣工年月	平成28年3月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ●熱回収施設 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却能力：47.5t／日（24h）×2炉 ・処理方式：連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉） ●リサイクルセンター <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：30t／日（5h）

ごみの種類	分別区分	処理方法
燃やすごみ	燃やすごみ	熱回収施設で焼却処理する。主灰はセメント資源化を行い、飛灰は最終処分場へ搬入し埋立処分する。
燃やさないごみ	燃やさないごみ	破碎後金属資源を回収し、民間業者へ売却する。選別後の残渣は熱回収施設で焼却処理する。
資源物	飲食品用缶	スチール缶、アルミ缶に選別し、それぞれプレスして民間業者へ売却する。
	びん	びんは容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡す。
	古紙	民間業者へ売却する。
	衣類	民間業者へ無償または有償で引き渡す。
	小型家電	家電リサイクル法認定事業者へ引き渡す。
	乾電池	民間業者へ処理委託する。
	ガラス、せともの	民間業者へ処理委託する。
粗大ごみ	粗大ごみ	破碎後金属資源へ回収し、民間業者へ売却する。選別後の残渣は熱回収施設で焼却処理する。

イ. ペットボトル等処理センター

所在地	秋田県横手市陸成字七日市 41
竣工年月	平成 12 年 8 月
処理能力等	・ 処理能力 : 2 t / 日 (5 h)

ごみの種類	分別区分	処 理 方 法
資源ごみ	ペットボトル	異物除去後に圧縮梱包し容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡す。選別残渣は焼却施設で焼却処理する。
資源ごみ	プラスチック製容器包装類	異物除去後に圧縮梱包し容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡す。選別残渣は焼却施設で焼却処理する。

ウ. 大雄堆肥センター

所在地	秋田県横手市大雄字森岡南 42-9
竣工年月	平成 17 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理方式 : 1 次発酵槽 片側オープンロータリー式攪拌方式 (処理日数 25 日) 2 次発酵槽 切り返し方式 (処理日数 40 日) 脱臭方法 酵素分解方式 ・ 計画処理量 : 約 10,000 t / 年 68.6 t / 日 (うち生ごみ 4.8 t / 日) ・ 堆肥生産量 : 約 4,000 t / 年

ごみの種類	分別区分	処 理 方 法
資源ごみ	生ごみ	生ごみを堆肥化し、有機質肥料として農産物生産者に販売する。

(7) 最終処分場の概要及び処分計画

ア. 南東地区最終処分場

所在地	秋田県横手市平鹿町醍醐字飛池 5
竣工年月	平成 10 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立地処分地施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造及び方式 : 準好気性埋立・セル方式 ・ 埋立対象物 : 不燃物選別残渣・破碎選別残渣・焼却残渣 ・ 埋立面積 : 18,300m² ・ 埋立容量 : 76,123m³ ● 浸出水処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理能力 : 60m³ / 日 ・ 処理方式 : 生物処理+凝集沈殿+高度処理

クリーンプラザよこてから排出された飛灰固化物などや、クリーンアップ活動等により排出された側溝清掃土砂などについて、南東地区最終処分場において埋立処理をする。

(8) 一般廃棄物処理業許可計画

法第7条第5項の規定に基づき、横手市における一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める。

①一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の収集運搬能力や実績、及び一般廃棄物排出量の減少傾向が今後も続くと思込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者により適正に収集運搬が遂行されているものと判断されることから、新規許可については次のように対応する。

- ・ 既存の許可業者等により一般廃棄物の適正な収集運搬が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。
- ・ ごみの減量化や再生利用を目的とし、処分業と併せて収集運搬業を行う場合で、適正に処理することが確実である場合には、内容に応じて許可する。

②一般廃棄物処分業

ごみの焼却量・最終処分量を減量化し、資源の有効利用を推進する観点から、新規許可については次のように対応する。

- ・ 市の処理施設及び既存の許可業者により一般廃棄物の適正な処分が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。
- ・ ごみの減量化や再生利用を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合には、一般廃棄物の種類を限定して許可する。

(9) その他の施策

①不法投棄・不適正処理防止対策

従来環境監視員及び新たに環境美化推進員制度を統一することにより、巡回監視パトロールや不法投棄防止看板の設置などの啓蒙活動を実施するとともに、秋田県や警察、近隣市町村など関係機関との相互連携・情報の共有化を図りながら、不法投棄や野焼き等の不適正処理の未然防止と早期発見・対応に努める。